

三平事務所通信 2015.5.1



【コラム】(労働者派遣法改正案)

三平 和男

内閣は3月13日、労働者派遣法の改正法案を開会中の通常国会に提出しました。改正労働者派遣法案は、平成24年改正時の付帯決議などを踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、すべての労働者派遣事業を許可制とするとともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、派遣先の事業所等ごとの派遣期間制限を設ける等の措置を講ずるものとしています。改正案の概要は以下の通りです。

1. 派遣事業の健全化
特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。
2. 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ
派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するため、以下の措置を講ずる。
 - ① 派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングを派遣元に義務付け。
 - ② 派遣元事業主が行う派遣労働者の雇用安定措置(派遣から3年経過時は義務、1年以上3年未満は努力義務)について、前回提出法案に示されていた「新たな派遣先の提供」「派遣元での無期雇用」のほか、新たに「派遣先への直接雇用の依頼」を追加
3. 労働者派遣の位置付けの明確化
厚生労働大臣は労働者派遣法の運用に当たり、「派遣就業が臨時的・一時的なものであることを原則とする」との考え方を考慮することとし、労働者派遣の位置づけを明確化
4. よりわかりやすい派遣期間規制への見直し
現行制度では、専門業務等のいわゆる「26業務」には期間制限がかからず、その他の業務には最長3年の期間制限がかかるが、わかりやすい制度とするため、これを廃止し、新たに以下の制度を設ける。
 - ① 事業所単位の期間制限
派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。
 - ② 個人単位の期間制限
派遣先の同一の組織単位(課)における同一の派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。
5. 派遣労働者の均衡待遇の強化
派遣元と派遣先双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保のための措置を強化する。
なお、改正法施行3年後の見直し検討に加え、正社員と派遣労働者の数の動向などを踏まえて、能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合は速やかに検討を行う等の検討規定を追加するとしています。平成27年9月1日改正法施行を目指しています。

【住民票住所申出書の送付について】

平成28年1月からのマイナンバーの導入に向けて、日本年金機構が管理する基礎年金番号に住民票コードが収録されていない厚生年金被保険者および国民年金第3号被保険者の方に対して、平成27年5月から「住民票住所申出書」が送付されることになっています。

マイナンバーは住民票コードに基づいて付番されますので、住民票住所を把握することで、基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けを行います。

従業員の方から、「住民票住所申出書」が届いたという問い合わせがありましたら、上記内容をご説明下さい。

また、平成27年度の算定基礎届（総括表）に法人登記簿情報から確認できた会社法人等番号などの情報が記載され、送付されることになっています。事業主はこの情報が間違っていないか確認する必要がありますので、必ず開封し、同封された書類の確認をお願い致します。

【「夏の生活スタイル変革」を企業に要請】

長時間労働の削減は、過重労働による健康障害の防止だけでなく、国民が豊かさを感じるために重要となっています。

3月下旬に安倍内閣総理大臣から、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国全体に浸透させるものです。

この指示を受け、先日、厚生労働大臣、経済産業副大臣が経団連会長に、朝型勤務の推進など「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を要請しました。

なお、国家公務員については、率先して朝型勤務を推進するとともに、早期退庁目標を設定するなど、働き方を含めた生活スタイルの変革を図ることとしています。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL: 03-3504-0071 / FAX: 03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。